

『救荒活民類要』に見るモンゴル時代の区田法—カラホト文書解読の参考資料として

井黒 忍 (大谷大学)

はじめに

現段階においてカラホト文書研究の抱える最大の問題点は、中国に所蔵される文書現物の調査が行えない、或いはその写真が公開されていないという点にあらう。近年、『俄蔵黒水城文献』が出版され、ロシアコズロフ隊収集の文献・文書が鮮明な写真を用いて公開された。これにより利用・研究の便は格段に高まり、既にこれら写真を用いた文書解読が諸処にて進められている。これに対して、李逸友編『黒城出土文書(漢文文書卷)』に収録される龐大な漢文文書に関しては、所載の録文に依拠して研究を進めざるを得ず、さらに紙質や寸法といった各データも同氏の説明文に依るしかないというのが現状である。

また、本書に収録される各文書はその大部分が破損を被った残簡であり、さらに木版を用いた出版物とは異なり、行・草書体で記されたその字体は専門家と言えども判読が極めて困難である。こうした事情により、本書中においても相当数の誤読・誤植と考えられる箇所が存在することは明らかであるが、文書現物の調査、或いは写真による検討が行えない以上、それらを確定し証明することもまた難しい。

そこで本稿では、カラホト文書解読における様々なレベルの問題点を解決するための試みとして、ほぼ同時期に編纂出版された『救荒活民類要』を用いて、「区田法(オウデンハウ)」と呼ばれる農業技術に関して検討を加えることとする。区田法に関しては、既に古松崇志氏が指摘するように、カラホト文書中にも関連する文書数点が確認されているが、これらもやはり破損の程度は激しく、各文書単独での読解には多大な困難が伴う。また、これまでモンゴル時代における区田法に関しては、『農桑輯要』や『王禎農書』といった農業技術書のみが検討の対象とされてきたが、これに対して『救荒活民類要』所収の記事はこれら農業技術書には見えないオリジナルな内容を含むものであり、さらにカラホト文書と比較検討することで相互に内容を補完することができる極めて重要な資料であることが明らかとなった。

なお、カラホト文書農牧類に関しては既に古松氏による解読が進行中であり、関連する文書の検討および読解は同氏の研究を参照して頂くこととし、ここではその具体的な内容の検討には踏み込まない。また、本稿では『救荒活民類要』に記される区田法の内容を読み解くことを課題とし、金元時代における区田法の歴史的な位置づけやその他の農業奨励政策との関係など、関連史料の検討は別稿にて詳述することとする。

1, 区田法に関して

区田法とは前漢成帝時代（BC32～BC7）氾勝之によって提唱された耐旱救荒を目的とする農業技術である。華北乾燥地帯、中でも陝西省の黄土高原における畑作小農民を対象として生み出されたものであり、その形状の違いから「溝種法」と「坎種法」の二種類に大別することができる。前者は溝状に、後者は方形に窪地（区）を作り穀物や蔬菜を栽培するが、耕作地を必要最小限に限定して集中的に施肥・灌漑を行う集約農法であることには変わらない。使用する土地を限定して耕作を行うというその特徴により、土地の形状や地質の善し悪しを選ばず、丘陵地や傾斜地などにおいても実施が可能となる。

耐旱救荒、すなわち苛酷な自然条件を克服するために生み出された区田法ではあったが、必要とする労働投下量があまりに過大であったため、長らくその実効性と普及度に関しては疑問視されてきた。確かに文献上においても北魏時代（6C）の実施例を最後に一旦は各種史料中より姿を消している。これが金代明昌三年（1192）に転機を迎え、議論と試験的实施に二年の期間を費やし、明昌五年（1194）より正式に区田法が華北地域において復活実施されるに至るのである。これより十年間に亘る施行期間を経て政府の施策としての区田法奨励は廃止されることとなったが、その後も地域的な取り組みとして実施されていたことが確認できる。¹

続くモンゴル時代においては、早くも世祖クビライの中統年間（1260-63）より地域的に区田法の実施が確認される。明確な形としては、至元七年（1270）に華北地域に向けて発せられた「農桑之制」と呼ばれる農業奨励策に区田法実施が盛り込まれ、さらに至元二十三年（1286）に至って江南地域をも含めた形で全国的に拡大実施されていく。また泰定年間（1324-28）にも再度その実施が命じられるが、その後には明代・清代において試験的な実施例が確認できるものの、政府の施策として全国的に実施されることは遂に無かった。このように歴史的に見ても金元時代における区田法の復活と全国的実施は極めて興味深い事象と言えるのである。²

また、金元時代における区田法の特徴として、常に灌漑問題との関連の中で述べられるという点が挙げられる。政府主導の取り組みとしてなされるべき給排水路や溜め池などの大型灌漑

¹ 後述するモンゴル時代の農業技術書『農桑輯要』・『王禎農書』の区田法に関連する記事は、主に『氾勝之書』・『齊民要術』・『務本新書』の記事を引用する形で記載される。この内、『務本新書』は金元交代期の成立とされる文献であり、そこに記される内容は区田法が再実施された金代の事例を採録したものと考えられる。

² 区田法の試験的实施例は二十世紀においても確認することができる。1950年代、河南省済源市の事例は大躍進期において各地の「大豊収試験田」でなされた区田法改良実施の一例であり、60年代の陝西省北部においても「掏鉢種地」と呼ばれる同様の方法を用いた耕作方法が用いられたことが報告される。また、その技術は日本にも伝来し、元禄十年（1697）刊行の『農業全書』によれば「区植（マチウエ）」と呼ばれて大豆・茄子・里芋・山芋などの栽培に用いられた。なお、後掲図4は1988年時点での陝西省鳳翔市における区田法を用いた耕作風景である。

施設の整備事業と連動する形で区田法が推進されているのである。こうした灌漑施設整備への重視は給排水路の開削整備に止まらず、河川から離れた遠隔地域においても井戸水の利用を区田法実施の必須条件とするなど、区田法実施は河川水及び地下水の利用を積極的に推進するという一面を併せ持つ政策であった。

区田法実施と河川灌漑および地下水利用促進が連動する形で推進された背景には、天候不順、特に長期化する旱魃という問題が大きく関わっている。北魏時代における中絶の後、ほぼ六百年の時を隔てて復活の議論が開始された金代明昌三年（1192）には旱魃が華北全域を襲い、さらにモンゴル時代泰定年間には全ユーラシア規模での異常気象のただ中であって、当時陝西地方では泰定二年（1325）から天曆元年（1328）に至る約三年もの間、雨が降らないという大旱魃に見舞われたことが史料中に確認できる。程度の違いこそあれ、いずれも旱魃という自然災害への対処法として区田法が実施され、同時に灌漑施設の整備が推進されているのである。つまり区田法の復活実施という施策は、地形条件に制限されることなく可耕地を拡大するとともに、灌漑施設の整備・地下水の利用促進を通して、悪化する未曾有の天候不順に対処しようとした苦肉の策とも言えるものであった。

この区田法を記録した最初の文献は汜勝之の著した『汜勝之書』であるが、本書は北宋時代には既に失われ北魏時代に成立した賈思勰の『齊民要術』に引用される形で残存する。さらにモンゴル時代においては、政府によって数度の改訂出版がなされた『農桑輯要』、同時代に編纂された『王禎農書』の両書に関連記事が収録されたが（後掲図3参照）、いずれも実際の状況をどの程度反映するものであるかは不明であった。³しかしながら、以下に述べる『救荒活民類要』中の関連記事、さらにカラホト文書の出現により、モンゴル時代における区田法の具体的内容、さらにその実施状況に関する新たな一面が明らかとなったのである。

なお、後世において明・清時代の区田法に関する文献を収集した『区種五種』、『区種十種』が編纂されているが、『救荒活民類要』の記事はいずれにも採録されておらず、管見の限りでは同書及びカラホト文書中の区田法関連記事に対する研究は皆無である。

2、『救荒活民類要』に関して

『救荒活民類要』とは至順元年（1330）に桂陽路（湖南省桂陽県）にて編纂された災害救済及びその予防法を記した指南書であり、編纂の後には政府機関である集慶路（江蘇省南京市）儒学において出版された。この書は内容・形式ともに南宋嘉泰年間（1201-04）に董煟によって

³ 各農業技術書に関しては、加藤雄三「中国の農書について」『オアシス地域研究会報』2-2、2002を、主要作物に関しては、井上充幸「中国の食物史について」同3-1、2003を参照されたい。

編纂された『救荒活民書』を継承するものであり、さらに後に明代正統年間（1436-49）に至って、朱熊により増補版としての『救荒活民補遺書』が編纂される。

董煊の『救荒活民書』は救荒書の嚆矢としてモンゴル時代においても影響力を保持し、泰定帝イェスン・テムルの命により全国に向けて印刷頒布されている。さらに増補版である朱熊『救荒活民補遺書』は一連の「救荒活民書」系の集大成として広く流通し、日本においても江戸幕府の学問所である昌平黌にて重刊がなされた。これにより両書の間中に位置する『救荒活民類要』の需要は低下し、現在では以下の三種のテキストが確認できるに過ぎないという状況である。

- 1, 北京図書館蔵明刊本（『北京図書館古籍珍本叢刊』第56冊及び『統修四庫全書』第846冊所収）
- 2, 光緒丁丑（三年、1877）刊本（東京大学東洋文化研究所蔵、明刊本の翻刻）
- 3, 北京図書館蔵元刊残本（目録番号01411）

この内、No3の元刊本は全三冊中、中冊の九葉（第20～25葉、42～46葉表）のみが残存する零本ではあるが、本来の三巻本の体裁を窺うことができることに加えて、明刊本中の欠葉箇所が残存するという利点を有する。さらに幸いなことに、この元刊本中に残された明刊本欠葉部分こそが本稿で扱う区田法に関する記載部分に相当する。これにより、モンゴル時代における区田法実施に関する具体的状況が明らかとなり、同時にカラホト出土の関連文書を復元することが可能となったのである。

3, 『救荒活民類要』所収区田法関連記事の読解

以下、『救荒活民類要』所収の区田法関連記事の検討に移る。まず校訂原文を提示し、現代語訳を附す。底本として用いた明刊本には欠字・欠葉および錯簡、さらに誤字・脱字が多数存在する。そこで次章にて述べるカラホト文書中の対応史料との比較対照を行い、さらに関連する農業技術書等を参照して校訂作業を行い可能な限りの復元を試みた。また、現代語訳に関しては、専門的な用語が散見するという点を考慮して意識に勉め、注記には各史料が依拠した文献を確定するために他史料中の関連箇所を附記することとし、その他は必要最小限に止めた。

史料Ⅰ. 伊尹区田之図（後掲図1参照）

【校訂原文】

豊儉不常者、天之道也。豫防之法、除井道所占、其余八畝、相土所宜、区種、鋤及十遍、栽種粟・穀・麥・芋・山藁・諸豆・桑柘。全文見後。

（右上段）区園地一十畝、南北長六十歩、東西闊四十歩、周遭計二百歩。每墻一堵二歩、計打

一百堵。内謂如地一十畝、中心須要井一眼。種植法見後。

(右中段) 伊尹教民區種之法、一畝之工、可敵數十畝之收。備細之法見後。

(右下段) 每地一畝、闊一十五步、每步五尺、計七十五尺。每一行、占地一尺五寸、該分五十三行、長闊相折、通一千五百六十區。余見後法。

(左1段) 種麥、區長丈余、深闊六七寸。余法見後。

(左2段) 種山藥、宜沙白地、區長丈余、深闊各二尺。余見後。

(左3段) 種芋、區長丈余、深闊各一尺。植法見後。

(左4段) 種諸豆、區方丈余、深五六寸、相去二尺。余植法見後。

【現代語訳】

省略。下記史料Ⅱ参照。

史料Ⅱ. 伊尹區田之法

【校訂原文】(□…一字欠、[]…関連資料により訂正・追加した箇所、〔 〕…前後の文脈により訂正・追加した箇所、()…原文。)

註曰豊儉不常者、天之道也。君子貴於思患而豫防之。⁴除井道所占、其余八畝、相土地宜産、區種、鋤及十遍、粟得八米。⁵穀豆稀稠等項、相依區様、芋・山藥正畦、蓋區勢不為稀稠。夾道栽桑、桑間種葛黍。此園周圍二百步、折一千尺。又中心南北長六十步、相對栽桑二行。係一百二十步、折六百尺。又中間東西三道、每道東西長四十步、相對栽桑二行。係每道該八十〔步〕(三尺)、計二百四十步、折一千二百尺。通折〔一〕(二)千八百尺。每尺可種葛黍一根、計一千〔八〕(九)百根。

區園地一十畝、南北長六十步、東西闊四十步、圍圓一遭、計二百步。每墻一堵二步、計打一百堵。每六人用墻板一付、打七八板高。務要堅厚、以防漫流雨水之災、又園裏諸樹并一切種植之物、頭口並不能傷害。若衆人相合、其工更疾。謂如地一十畝、於中心須要井一眼用法、汲水溉田、並不憂旱澇之災。一栽桑墻圍四面、計二百步、各離〔二〕(半)步栽桑一株、四面合栽桑一百株。地中心桑二行、中間留人行道子一步。南北長六十步、每二步栽桑一株、一行合栽桑三十株、二行計栽桑六十株。更有隔間三道。每道東西栽桑二行、中心各留人行道一步。其地東西闊四十步、每二步栽桑一株、合栽桑二十株。每道栽桑二行、合栽

⁴ 『農桑輯要』卷二・播種・區田所引『務本新書』、『王禎農書』農器圖譜集一・田制門・區田、『論語注疏』卷十五・衛靈公「子曰人無遠慮、必有近憂。注、王曰君子當思患而預防之。」、『易經』卷六・既濟「象曰水在火上、既濟。君子以思患而預防之。」

⁵ 『農桑輯要』卷二・播種・種穀、『王禎農書』農桑通訣集三・鋤治篇、同百穀譜集一・穀屬・粟、『齊民要術』種穀第三

桑四十株。隔間三道、栽桑一百二十株、園地一十畝、栽桑二百八十株。第一年、打墻栽桑、止種區田、便得濟。三年內、地熟桑大、可膳數口之家、無貧難水澇之災、更為子孫恒業。墻・井・桑三事不可偏廢。

湯有七年之旱、宰相伊尹教民區種、⁶人不斂食。但今人不知此法、每遇旱澇、則飢荒斂食、無可奈何。今照到古人區種法度、布粒功勤澆鋤、一畝之功、可敵數十畝之收。每地一十畝、栽桑人行道子占地二畝外、有八畝分作八段。每畝橫一十五步、長一十六步、積算二百四十步。每一尺五寸作一區、該二千六百五十區。內除空行隔區外、合種六百六十二區。古者勤農知法者、數口之家、可以無飢矣。桑三百株、可老蚕二十余箔。園裏栽桑、種區田、又省人力、免旱澇之憂、并頭口傷殘之害。不惟種谷、若別擊劃種葱、栽瓜或麻・豆、用水澆灌、便得數倍之利。

地一畝、闊一十五步、每步五尺、計七十五〔尺。每〕一行、占地一尺五寸、該分五十行。長一十〔六步〕、計八十尺。每行一尺五寸、該分五十三行。〔長闊〕相折、通〔二〕（一）千六百五十區。空一行、種一行。於種的行內、隔一區、種一區。除隔間外、可種六〔百六十二區〕。每區深一尺、斟酌用熟糞一升、與〔土相〕和、下水三四升、布穀十余粒、勻覆土、以〔手〕（一）〔按實〕、〔令土〕（全）種相〔著〕。苗出、看稀稠存留。鋤不厭頻、旱則〔澆溉〕。結子時、鋤土深壅其根、以防大嵐搖擺。古〔人依〕此布種⁷功勤澆鋤、每區加數倍、一家五口口〔足〕一年食用。大概似今時種瓜樣法度。閑時〔旋旋〕掘下、⁸種時止是下種水工夫。正月種春〔大麥、二〕月三月種山藥・芋子、三月四月五月種谷・〔大・小〕〔江〕（紅）・菘豆、八月種〔二〕麥・菀豆。節次為之、亦不〔可食〕多。穀豆二麥、各料百余區、山藥・芋子各十〔區〕、〔通〕收其物、足濟數口之家、可以無飢矣。⁹臨種〔時〕口用臘月雪水、淘過噉乾下種、蝗虫不食。¹⁰

種麥。區長丈余、深闊六七寸。麥宜密種、覆〔二寸〕厚、以足踐之。¹¹麥宜高地、旱則澆之、冬宜壅〔麥根〕內。古人云「子欲富、黃金覆。」意由此也。¹²三月鋤之。大麥可與豌豆一處種約量布、豆宜淺覆。苗依麥〔楷〕（楷）延引至莠。兩不相妨、省工齊熟。

種山藥。宜沙白地。區長丈余、深闊二尺、少加爛牛糞、與土相和平勻。揀肥長山藥上有芒

⁶ 『齊民要術』卷一・種穀第三所引『汜勝之書』、『王禎農書』農器圖譜集一・田制門・區田所引『汜勝之書』及び『務本新書』、『農桑輯要』卷一・典訓・先賢務農所引『汜勝之書』、同卷二・播種・區田所引『務本新書』

⁷ 『王禎農書』農器圖譜集一・田制門・區田

⁸ 『農桑輯要』卷二・播種・區田、『王禎農書』農器圖譜集一・田制門・區田

⁹ 『農桑輯要』卷二・播種・區田、『王禎農書』農器圖譜集一・田制門・區田

¹⁰ 『元典章』典章二十三・戶部卷九・農桑・災傷・捕除蝗遺子「一、古書云取臘月雪水、煮馬骨、放水冷、浴其種子、生苗、虫蝗不食。」

¹¹ 『齊民要術』卷二・大小麥第十

¹² 『齊民要術』卷二・大小麥第十所引『汜勝之書』

〔刺〕（刺）者、每定折長三四寸、鱗次相挨、臥在区内、以土勻覆。旱則澆之、亦不可太濕。頗忌大糞。苗長、以蒿梢扶之、十月出之。外將蘆頭另〔窖〕（寄）、來春種之。¹³

種芋。區長丈余、深闊各一尺、區行相間一步。寬則透〔風〕滋胤。芋性宜濕、區疎則易澆。¹⁴余依漫種法。

種諸豆。區方丈余、深五六寸、相去二尺余。熟糞一升、与土相合、布豆四五粒。苗出、看稀稠存留。摻土宜薄、豆生五六葉、鋤之。¹⁵豆隨性可澆則澆。

【現代語訳】

注には「豊作不作に一定の定まった性質がないのは、それが自然の道理だからである。だからこそ徳のある優れた人物は悪い状態を想定し、そうした状態に陥る前に予防することに努める」とある。十畝（6144 m²）の土地において、井戸と通路が占める二畝（1228.8 m²）を除いた残りの八畝（4915.2 m²）を耕作地とし、その土地に適した作物を見極めて、区田を用いて栽培し、十遍鋤すれば¹⁶歩止まり八分、つまり一石の籾から八斗のアワが得られるほどに実入りが良くなる。穀物・豆類などの項目に関しては、それぞれの区田の方式に則って行い、里芋・山芋を植える窪地を適正に整えれば、その出来不出来は地味の善し悪しには左右されないこととなろう。耕作地の中には通路を挟んで桑を植え、その桑の間に高粱を植える。耕作地の周囲は二百歩とし、換算すれば千尺（320m）¹⁷となる。また耕作地の東西の間には、南北の長さを六十歩（96m）として相対する様に桑を二列に栽える。二列を総計すれば百二十歩となり、換算すれば六百尺（192m）となる。また東西方向に三列、それぞれ東西の長さを四十歩（64m）として、相対する様に二列に桑を植える。各列の長さは換算していずれも八十歩（128m）となり、三列を合計すれば二百四十歩、換算して千二百尺（384m）となる。これら東西・南北の各列に桑を植える長さを総計すれば千八百尺（576m）となる。桑の間に植える高粱は一尺（32

¹³ 『農桑輯要』卷六・菓草・薯蕷所引『務本新書』

¹⁴ 『農桑輯要』卷五・瓜菜・芋所引『務本新書』

¹⁵ 『農桑輯要』卷二・播種・小豆、『王禎農書』百穀譜集二・穀屬・小豆所引『汜勝之書』、『齊民要術』卷二・大豆第六及び小豆第七

¹⁶ 「鋤」とは削りグワを指すことから、春期における「鋤」とは、地中水保存のため、表土を攪擾し耕土表面に乾燥細碎土の被覆層（マルチ）を形成することで、土壤毛細管構造を断ち切るという作業を表す。また、夏期においては除草・中耕を目的とする作業となり、その他、苗の間引きやウネの地ならし、根本への土寄せなど、時期とその順序に応じて、複数の目的を持つ作業である。一般的には「鋤する」と原語を用いて訳出するが、前後の文脈によって作業内容が明らかである場合は適宜訳語を当てる。

¹⁷ 本文中における度量衡に関しては、いかなる尺制が用いられたかを確定することができないものの、金代における耕作地測定に際して营造尺（一营造尺=32 cm）が用いられていることから、便宜的に一步=五尺=1.6m、百寸=十尺=一文=3.2m、一畝=二百四十歩×一步=6144 m²として算出する。『金史』卷四十七・食貨志・田制参照。

cm) ごとに一株を植えることができるので、合計で千八百株を植えることとなる。

区種を行う耕作地は十畝 (6144 m²) を単位とし、南北の長さを六十歩 (96m)、東西の長さを四十歩 (64m) とすれば、周囲は合計して二百歩 (320m) となる。周囲の土塀は一かきの幅を二歩 (3.2m) とし、合計して百かきを造る。六人一組で版築の板一枚を用いて七・八枚¹⁸の高さに造る。必ず堅牢に造らなければならず、これによって雨水が耕作地に流れ込むという災害を防ぎ、さらに耕作地内の樹木や諸々の作物は絶対に家畜に損傷されないのである。もし人々が互いに協力し取り組めば、その作業はさらに短期間の内に終わらせることができる。¹⁹十畝の耕作地には中心に必ず井戸一基を用いる必要があり、その井戸より水を汲み上げ耕作地を灌漑すれば、決して旱魃・水害の災いを恐れることはないという。一様に桑を周囲四面に栽えるが、周囲は合計で二百歩 (320m) であるから、それぞれ二歩 (3.2m) の距離を離して桑一株を栽えれば、四面で桑百株を栽えることができる。耕作地の東西の間には桑を二列に植え、その間に人の通る通路を一步 (1.6m) の幅でとる。その南北の長さを六十歩 (96m) とし、二歩 (3.2m) ごとに桑一株を栽えれば、一列に桑三十株を栽えることができ、二列で合計して桑六十株を栽えることとなる。さらに東西方向に耕作区域を隔てる三列を設ける。それぞれに桑を二列に栽えて、その中間に通路を一步 (1.6m) の幅でとる。その東西の長さは四十歩 (64m) であり、二歩 (3.2m) ごとに桑一株を栽えれば、合計で桑二十株を栽えることができる。各列ごとに桑を二列に栽えるので、合わせて桑四十株を栽えることができる。こうして耕作地を分ける三列に桑百二十株を栽えれば、耕作地全体で二百八十株を栽えることとなる。区種を行う

¹⁸ 「七八板高」の「板(版)」とは通常版築された土壁の高さを表す単位として用いられるが、これについても時代によりその長短は異なり、ここでの一板の高さを確定することができない。仮にモンゴル時代の人胡三省の解釈によれば「高さ二尺＝一版」となり、これは周尺で45 cm、营造尺では64 cmとなる。この数値を用いて七・八板の高さを算出すると、周尺でも3.15～3.6m、营造尺に至っては4.48～5.12mという値となる。但し、耕作地の土塀にこのような高さを必要とするとは考えられないことから、ここでは用いられる板の幅＝一板と仮定し、七・八板高はすなわち板七・八枚を重ねた高さとして解釈する。

¹⁹ 土塀造りにおける共同作業と関連するものとして、『農桑輯要』卷三・栽桑・義桑の項には『務本新書』を引用して以下の様に述べられる。「もし一村のうちにおいて、二家が互いに協力し合って耕作地を取り囲む低い土塀を造れば、一辺が百歩の土地であれば(もしも一村内の戸数が多く土地が広ければ、さらに労働力を省くことができるが)、一家は合計で二百歩分の土塀を造ることとなる。これによりその内部の空地の面積は合計で一萬歩となり、一步の距離を空けて桑一株を栽えれば、都合一萬株となり、これを二家で分けて一家分は五千株となる。もし一家が単独で耕作地の四周に土塀二百歩[一辺は五十歩]を造るとすれば、その内部の空地面積は二千五百歩に止まり、上記の様に一步の距離を空けて桑一株を栽えても、二千五百株を得るに過ぎない(このように両者の効果と利益の差違は明らかである)。ただし共同で土塀を造った両家が争いを起こし、耕作地の中心にまがきを作って耕作地を分断してしまうことを危惧する。両家が共同で土塀を造ることは、単独で行うのに比べて、ただ栽培可能な桑の数が二倍になるというだけでなく、互いに協力し相手の力を借りることで、その労働自体が容易になるのである。」

一年目には、土塀を造り桑を栽えて、区田に種まきをするだけで充分である。三年以内に土地がこなれ桑が生長すれば、これにより一家数人の家計をまかなうことができ、貧困や水害の災いも無く、さらには子孫にとって恒久的な収入源となるのである。土塀・井戸・桑の三項目は絶対におろそかにしてはならない。

殷王朝の初代の王である湯の時代に七年間続く旱魃があったが、宰相の伊尹が民に区田の方法を教え、これにより人々は食に事欠くことはなかった。但し、今の人々はこの方法を知らず、旱魃・水害に遭うたびに作物は実らず食料を得ることができずに、どうすることもできないでいる。今、先人の用いた区田の技術を詳細に検討したところ、この技術を用いて種まき、耕起、整地、灌漑、中うち（作物の生育中に周りの土を浅く耕すこと）、除草を行えば、一畝に費やす労働力で数十畝に匹敵するだけの収穫量を得ることが可能となる。土地十畝（6144 m²）ごとに、桑を栽える土地と通路のための二畝（1228.8 m²）を除いた残りの八畝（4915.2 m²）を耕作地として八分割する。一畝ごとに横の幅を十五歩（24m）、縦の長さを十六歩（25.6m）として、面積を積算すれば二百四十歩（614.4 m²）となる。それぞれ一尺五寸（48 cm）の幅で一区とすれば、合計で二千六百五十区となる。その内、間隔を空けるための空地を除けば六百六十二区に作付けすることができる。この方法を用いて、昔の農業に勤めてその正しい方法を理解している者は、一家数人を飢えさせることは無かったのである。桑三百株は二十余箔分の蚕を育てることができるだけの量である。耕作地内に桑を栽え、区田法を用いて耕作を行えば、労働力を省くことができるだけでなく、旱魃・水害の憂いや家畜による損壊や食害から免れる。さらに耕作地内には、ただ穀物を植えるだけでなく、別に土地を区切って葱や瓜を植え、或いは麻や豆を栽えて灌漑用水を供給すれば、たちまちに穀物だけを植えるのに較べて数倍の利益をあげることができる。

一畝の土地の短辺は十五歩で、一步を五尺として換算すると七十五尺（24m）となる。幅一尺五寸（48 cm）ごとに一行として、全体を五十行に分ける。一畝の土地の長辺は十六歩で、換算して八十尺（25.6m）となる。幅一尺五寸（48 cm）ごとに一行として、全体を五十三行に分ける。縦横を積算すれば、通計して二千六百五十区となる。一行を空白地とし、一行ごとに作物を植える。作物を植える行の中でも一区を空けて、一区に植える。これにより間隔を空ける為の空地を除いた残りの六百六十二区に作付けすることができる。各区は深さ一尺として、腐熟した混合肥料²⁰一升（1036cc）²¹を加えて土と混ぜ、これに水三・四升（3108～4144cc）を注

²⁰ 熟糞に関しては研究者の間でも意見の相違が見られ、人糞尿を乾燥し粉碎した乾糞とする見解も存在するが、同一史料内に「大糞（＝人糞）」、「牛糞」の記載が見えることから、ここでは比較的濃厚に作られた土糞、すなわち用水路中の泥土などに人糞・獣糞を混入した混合肥料とする見解を採る。

²¹ 体積に関しても、ここでは营造升を用い、一营造升＝1036ccにて計算する。

いでおき、アワ・キビの種十粒程を蒔いて、その上に均一に土を被せて手で充分にならし、土と種子とをなじませる。苗が伸びれば、その疎密の状態を見て適当な苗を残して間引く。中うち・除草は頻繁であるに越したことはなく、日照りには灌漑する。実を結べば、土を鋤いて深くその根本に土寄せし、大風によってふるい落とされることを防ぐ。昔の人はこの方法を用いて、種まき、耕起、整地、灌漑、中うち、除草を行ったので、各区の収穫量は通常の農法を用いるのと比較して数倍を得ることとなり、これにより一家五人の一年間の食用をまかなうことができたのである。この方法はおおむね今の瓜を植える時のやり方に似ている。²²閑な時に繰り返して耕起を行えば、種蒔き時にはただ種を潤す水を与えるだけでよい。正月には春大麦を植え、二・三月には山芋と里芋を植え、三・四・五月にはアワ・キビと大豆・赤豆・ササゲ・緑豆を植え、八月には冬大麦・冬小麦とエンドウを植える。その順序を守って植え付けを行うのと同時に、より収穫量を増やそうと欲張って植え付けしてはならない。アワ・キビ・豆類・大麦・小麦にはそれぞれ百余区を割当て、山芋・里芋はそれぞれ十区として、その収穫量を合わせれば一家数人を養うに充分であり、飢えることはなくなる。種まきの時には十二月の雪水を用いて種を洗って空籾(しいな)や夾雑物をより分け、日にさらして乾燥させた後に蒔けば、蝗がつくことはなく地中の虫の被害に会うこともない。²³

麦を植える方法。一区の長辺を一丈(3.2m)余り、深さと短辺をともに六・七寸(19.2~22.4cm)とする。麦は密植すべきであり、二寸(6.4cm)の厚さに覆土して足で踐んでおく。また麦

²² 区田を用いた瓜栽培の方法については、『齊民要術』卷二・種瓜第十四の項に以下の様に記される。「区田を用いて瓜を栽培する方法。六月の雨の後に緑豆を植え、八月中にはすきを用いてこれを埋め肥し、十月に再び転耕し、十月中に瓜を植える。おおむね二歩平方の土地を一区とし、あなの大きさは盆口ほど、深さは五寸とする。蔬菜を植える窪地の形の様にして土でそのあぜを築く。あなの底は必ず平らにし、足で踏みつけて保湿性を保たせる。瓜・大豆それぞれ十粒の種を均等にあなの中に蒔く(瓜と大豆の二種類を組み合わせる種まきを行うのは、大豆の土を持ち上げる力を借りるためである)。肥料五升をその上から(均等に)被せ、その上に土一斗を薄く撒き、再び足で軽く踐んでおく。冬の大雪の時には、速やかに協力し合って雪をあなの上にかき集め、大きなかたまりを作っておく。そうすれば春になり草が生え始めると、瓜も生長し始めるが、茎や葉が豊かに肥えて茂る具合は通常の方法を用いたものとは異なる。さらに雪水によって常に保湿性が保たれるので、日照りにあっても被害にあうことはない。こうした方法を用いれば五月には瓜は熟する(一緒に植えた大豆を摘み取り、瓜の株間を鋤する方法は通常と同様である。もし蒔いた瓜の種がすべて発芽したならば、摘み取って間引くべきであり、一区に四本で十分である)。」また、『汜勝之書』を引用して、水を張った素焼きの甕を地中に埋めておき、そこから染み出る水分を利用して瓜を栽培するという別の方法も記される。²³ 雪解け水の効用に関しては、『農桑衣食撮要』卷下・収雪水の項に「雪というものは、天地の気であり、五穀の精であって、これに諸種の種子を浸しておけば、日照りに耐え害虫を生じない」とある。その他にも『齊民要術』卷一・種穀第三には汜勝之の説として、種まきの前に馬などの動物の骨などを煮た汁に種子をつけておき、乾燥や害虫を予防する方法が記載され、その代用品としての雪解け水の利用および保管方法が述べられる。動物の骨を煮た汁に種子を漬けておく方法に関しては、注35を参照されたい。

は高地に適しており、日照りには灌漑し、冬季にはその根本に土寄せしておかなければならない。昔の人が言うように「富を得たいなら、黄金を積み重ねよ」とは、その意味はこの土寄せのことを言ったものである。三月には中うち・除草を行う。大麦はエンドウと一緒に適正な区域と量を計って種まきを行うべきであり、エンドウの覆土は浅くした方がよい。これによりエンドウのツルは麦の茎に巻き付き生長し、大麦・エンドウの両方が互いの生長を邪魔せず、労働力は省かれて両作物がともに実ることとなる。

山芋を植える方法。山芋は砂地に適している。一区の長辺は一丈（3.2m）ほど、深さと短辺はともに二尺（64 cm）とし、腐爛した牛糞を少し加えて土とよくなじませ、平らにならしておく。よく生長し上に細毛のあるものを選び、三・四寸（9.6～12.8 cm）の長さで折って、一定の間隔を置いて区内に並べて置き、均等に土で覆う。日照りには灌漑するが過度に湿らせてはならない。特に山芋は人糞を嫌う性質がある。苗が伸びれば、ヨモギや木の枝を添えて生長を助け、十月になれば土から出して収穫する。その他、蘆頭（付け根部分）を別に地下に埋めておき、次の春にこれを植え付ける。²⁴

里芋を植える方法。一区の長辺は一丈（3.2m）あまり、深さと短辺はそれぞれ一尺（32 cm）とし、植え付けを行う列はそれぞれ一歩（1.6m）の間隔を空ける。間隔が広ければ風を通してよく生長する。芋の性質は湿気を好むため、植え付けを行う区の間隔が空いていれば灌漑し易いのである。その他は漫種（手蒔き）の方法と同様に行う。²⁵

豆類を植える方法。一区は一辺を一丈（3.2m）あまりとする方形で、深さは五・六寸（16～19.2 cm）とし、それぞれが二尺（64 cm）ほどの間隔を空ける。腐熟した混合肥料一升（1036cc）を土となじませ、豆の種四・五粒を蒔く。苗が伸びれば、その疎密の状態を見て適当な苗を残して間引く。盛り土は薄い方がよく、五・六枚の本葉がつけば中うち・除草を行う。それぞれ

²⁴ 山芋栽培に関してはより具体的な記載が『農桑衣食撮要』三月・種山薬の項に見える。「あらかじめ先に土地を耕し、あなやうねを造り、胡麻の茎を埋めておく。山芋の上に白色の細毛があるものを選んで、竹の刀で切断し、一・二寸ごとに一段として、横にして並べて植える。その上には土を五寸の厚さで被せ、日照りには水をやる。人糞を嫌う性質があるので、牛糞や胡麻の油かすを与えるべきである。つるが伸びれば、中うちし除草して竹や木に巻き付かせる。霜降（陽暦で十月二十二日、または二十三日）の後から収穫を始め、むかごも取り置く。立冬（陽暦で十一月七日、八日頃）の後に、根の周辺を寛く掘り下げて深いところから掘り出せば、山芋を傷つけることはない。」

²⁵ 漫種法に関しては、『王禎農書』農桑通訣集二・播種篇に以下の記載が見える。「種まきの方法には漫種、稔種、瓠種、区種の区別がある。漫種法とは、まずに種子を盛りそれを左わきの間に挟んで、右手で適度な量を計り取って蒔く。蒔きながら進んでいき、おおよそ三歩ほど進んで蒔くという作業を繰り返す。全体に均一に蒔くように努めれば、苗は適度な疎密の程度で生長する。陝西・山西地方では全てこの方法を用いて種蒔きをする。南方では大麦の種を蒔くときにだけ点種（ツボマキ）という方法を用いるが、その他の粟・豆・麻・小麦の類は全てこの漫種法を用いる。」

の豆の性質にしたがって、灌溉すべき時に灌溉する。

史料Ⅲ. 泰定三年苗好謙提言（仮称）

《校訂原文》〔 〕…元刊残本に拠った箇所、□…一字欠、〔 〕…関連資料により訂正・追加した箇所、〔 〕…前後の文脈により訂正・追加した箇所、（ ）…原文。）

泰定三年、中書省准御史臺咨、『侍御史苗中奉言、「竊聞禹卑宮室而尽力乎溝洫²⁶、稷播、奏艱食而烝民乃粒。²⁷此唐虞之治也。足食足兵、民信之矣。²⁸百姓足、君孰与不足。²⁹此聖人之訓也。農為立国之本、生民之天、安可一日之不講敷。今勸農之官、多不知稼穡、游惰之民、例不計工拙、鹵莽而耕、滅裂而芸。³⁰一有水旱、委之天災。欲無飢寒、不可得已。飢寒迫民、欲遠刑辟、亦〔不可〕〔得已。近〕年水旱相仍、民多飢莩。国有重廢、雖□□□□□□由農政之不講故也。以此卑職早夜□□□□□□救之方、歷攷古人尽心農畝、如溝洫之〔利、区田之利、陂〕塘之利、皆可舉行、今但視為文具、未□□□□〔從、期〕以実効。此農之所以不勸、食之所以〔不足〕□□□□方法、酌以時宜、条陳便農事理、請照〔詳。〕得此。〕〔咨請照驗。〕准此。〕〔仰〕各處勸農正官教誘農民〔於其〕□□□□□□漸興作。如有成效、轉相倣習、□□□□□□□□□視、務在久遠得行。今録因〔本〕□□□□。〔咨請依上施〕行。

〔一、溝洫之利、按〕〔周礼、一〕畝之間、広尺深尺〔曰畎、一同之間、広二尋深二〕仞曰澮。畎澮之間、〔有〕遂〔有溝有洫、皆通田間〕水道、以小注大。³¹禹所謂濬畎〔澮距川、鄭子〕〔産所謂田〕有溝洫、³²以防水旱、古之□□□〔順〕天時、尽心農畝、法制詳備如此。今田□□□、溝洫不設、雨水稍多、停澮不息、動輒澮〔没〕、□□久災。殊不知古人畎澮之制。有備無患□□〔此〕也。腹裏陸田、頻年被水去處、擬合通行〔考較地〕勢、官為開浚溝洫。近河者疏溝入河、遠〔河者〕□浚為深渠、雨水之時、可以容納、歲無水〕災之憂、民得耕獲之利。比之停積水潦、坐視澮没而不救者、較其利害、万不侔矣。

一、区田之法、按農桑輯要云、湯有旱災、伊尹作為区田、教民糞種、負水澆稼。³³初年每戶一区、每年增益、以少至広、積以歲月、区多力省。民皆樂為、其利数倍。近大司農司已嘗

²⁶ 『論語』泰伯篇

²⁷ 『尚書』虞書・益稷

²⁸ 『論語』顔淵篇

²⁹ 『論語』顔淵篇

³⁰ 『莊子』則陽篇、『齊民要術』卷一・種穀、『農桑輯要』卷一・典訓・先賢務農、『王禎農書』農桑通訣集二・墾耕篇第四

³¹ 『書集伝』卷一・益稷「周礼、一畝之間、広尺深尺曰畎、一同之間、広二尋深二仞曰澮。畎澮之間、有遂有溝有洫、皆通田間水道、以小注大」、『周礼』卷十五・地官司徒・遂人、同卷四十二・冬官考工記・匠人

³² 『春秋左氏伝』卷四十・襄公三十年

³³ 『農桑輯要』卷二・播種・区田所引『齊民要術』及び『汜勝之書』

举行、惟奉聖州永興県民劉仲義等、糞種区田、用鷄鳴山定坊水澆溉、已有成效。図説連前、腹裏諸処、按此推行、誠濟世之急務也。

一、水利之中、陂塘為最。孫叔敖之芍陂、李悝・鄭国之引漑、斯足見也。中原兵燹之余、陂塘之制、蕩無遺跡。江淮自宋以来、陂塘水利、未嘗起廢。近年公田更易不常、差稅承佃、擾民不一。所在陂塘、因廢不修、田多荒蕪。較之旧日水利、損去三分之一、積以歲月、漸致廢壞。略举淮東全椒県達魯花赤乞台、於本県起築陂塘、灌溉郷之田、已有成效。江淮陂塘可修、於此可見。合於民田可壘陂塘溜水去処、督責勸農官、於農隙時月、課使修築、廢者隨即修理、創修者令百姓從便創建。務尽水利、以漑傍田、實富民之良法也。

【現代語訳】

泰定三年（1326）、中書省の受理した御史臺からの咨文に『侍御史の苗中奉（好謙）が言うには「私めが聞き及びましたことには「禹は居宅は粗末にしつつ、水路整備に力を尽した」、また「稷は耕作を行い、飢えに苦しむ人々に食料を提供し、民衆はこれにより穀物を得ることができた」とあり、これらこそが唐や虞の統治のあり方であります。また「食料を十分にし軍備を十分に、民衆は信頼の心を持つ」、「民衆が満ち足りれば、君主も満ち足りるわけであり、君主だけが満ち足りないわけではない」とあり、これらは聖人の教えであります。農業というのは国家運営の根本、人民生活の根本でありますれば、どうして一日たりともその対策を講じないでいられましょうや。今や農業奨励の官の多くが農業を知らず、また遊び怠る人々は農作業の効率的な方法を考えず、いい加減に耕してたために除草して苗を傷つけております。そして一たび水害や旱魃が起こるや、その責任を自然環境に転嫁し天災として成り行きにまかせております。こうした状態でありますれば、民衆らが飢えや寒さに襲われないことを願ったとしても、その願いが叶わなくても致し方がありません。飢えや寒さが民衆を襲ったならば、政府がいくら人々が罪を犯し刑罰に処せられないようにと願ったとしても、これもそうできないことは致し方がありません。近年水害や旱魃が頻発し、民衆の多くは飢餓に喘いでおります。もし国家をさらなる困難が襲えば……。これらは全て農業政策に真摯に取り組まないことが原因であります。こうした状態に鑑みて、わたくしめは日夜救済の方法を……、古の人々の農業に尽力した事績をことごとく考えてみましたところ、排水路、区田法、溜め池の利点は明らかであり、すべて実行に移すべきでありますのに、行政官らはただ決まり切った文言と見なすだけで、未だ……実際の効果が挙がることを願って取り組んでいるわけではありません。こうした状況こそが農業奨励を行わないこと、さらにそこから生じる食料不足の原因であり、……よって現在の状況に相応しい方法を斟酌して、農業振興に適当な事柄を簡条書きにして申し上げますので、ご検討をお願い申し上げます。」御史臺より文書を送付しますので、中書省にて審議されますように。』各地の農業振興の責任者に命じて、農民を……するように教え導けば、……は

ますます振興されるであろう。さらに実際に効果が現れたならば、その方法を他の地域にも転用し習い行わせ、……長期間に亘って実施することが可能となるように努めよ。今その方法を図化し説明文を附した「図本」を書面に附して……この方法に則って実施するように。

一、排水路の利点に関しては、『周礼』によれば「一畝 (190 m²) の広さの土地の間を通る幅一尺 (23 cm) で深さが一尺の水路を畎と言ひ、一同 (17,000 km²) の広さの土地の間を通る幅二尋 (3.9m) で深さが二仞 (3.2m) の水路を澮と言う。³⁴畎と澮の間には、遂が有り、溝が有り、洫が有って、これらは皆な耕作地の中を通る水路であり、小さいものから大きなものへ注ぎこむ」とあります。禹の事績として語られる「水路を浚渫して川に至らせる」、鄭の子産の事績としての「水路を設けて水害を防止する」とは、いにしへの為政者が適切な時を選んで農業に心を尽くした様子であり、水路に関する諸制度はこの様に詳細に整えられているのであります。今、田……、排水路を建設しないので、降雨量がやや多いと水は掃けずに滞って、ややもすると耕作地は水没してしまい災害を長期化させることとなっております。これは誠に先人が作り上げた排水路の制度というものを理解していないからであります。「備え有れば患い無し」とは、まさにこのことを言うものなのであります。腹裏地区（中央政庁の直轄地域、おおよそ現在の河北省・山西省・山東省・内蒙古自治区南部に相当）のはたけで連年水害を被ったところに関して、各地の土地状況をくまなく調査し政府が主導して排水路を開削すべきことを提案致します。河川に近い地域においては排水路を浚渫して耕作地から出る水を河川に導き入れ、河川より遠く離れた地域においては浚渫作業を行って深い排水路を造築すれば、降雨量の多い時でもこれらの水路に許容することができ、毎年水害の憂いもなくなり民衆は収穫の利益を享受することができるのであります。耕作地に水が流れ込み掃けることなく滞って耕作地が水没するのを座視して手をこまねいているのに較べれば、其の利害の有無は一目瞭然であります。

一、区田の法に関しては、『農桑輯要』によれば「殷の湯王の時代に旱魃があつたので、伊尹は区田の方法を創作して、農民に種子に直接肥料を施し（肌肥え）³⁵、水を担いで作物に澆ぐというやり方を教えた」とあります。区種を行う一年目には一戸ごとに一区を作り、毎年増加してだんだんと広げていけば、年を追うごとに区の数が増加し労働量は軽減されていきます。これにより民衆は喜んで農業に取り組み、その収益は一般の農法を用いるの

³⁴ ここでは周尺を用いて、一步=六尺=1.38m（一尺=23 cm）、一尋=八尺、一仞=七尺、一里=千八百尺、一畝=十歩平方、一同=百里平方にて算出する。

³⁵ ここでは「糞種」を肌肥えと訳したが、古く漢代以来、動物の骨を煮た汁に種子を漬けておき播種する方法という解釈も存在する。こうした方法が持つ現実的効果としては、種子にゼラチンの皮膜を作ることで土壤の乾燥期においても種子の水分を保全する、さらに動物の骨などに含まれるタンパク質が養分として種子に提供されることなどが挙げられる。

と比較して数倍を得ることとなります。近ごろ大司農司は区田法を実施させましたが、唯一奉聖州永興県の民劉仲義らが区田を整備して肌肥えを行い、鶏鳴山の定坊水という河川を利用して灌漑を行ったケースだけがすでに効果を挙げております。「図説」³⁶を附しておきますので、腹裏のその他の地域においてもこの「図説」を参照して実行に移させることこそが、誠に世を救う急務であります。

一、水利施設の中でも、溜め池は最も効果の高いものであります。漢代に孫叔敖が芍陂において溜め池を建設し、戦国時代に李悝や鄭国が水路を建設し河川水を用いて耕作地を灌漑したこと、これらは十分に参考にすべき事柄であります。華北においては戦乱による土地の荒廃によって、溜め池の制度は完全に旧来の面影を失いました。江淮地域においては、宋代以来の溜め池灌漑施設はありますが、その整備がなされておられません。近年、公田に関わる改変が頻繁になされ、それに伴う税糧や耕作請負に関する変更など、民衆を騒がせること一通りではありません。これによって各地の溜め池は廃れたままで修理されることなく、耕作地の多くが荒れ果てております。水利施設の現状は以前と較べて三分の一が損壊したこととなり、さらに年月を経ることでいよいよ崩壊の度を加えるという状態に立ち至っております。以下、その概略を述べますが、淮東地方の全椒県のダルガチであるキタイは県内の溜め池を起工し、県内の村々の耕作地に灌漑してすでにその効果を挙げております。江淮地域において溜め池を修築すべきことは、この一例からも明らかであります。民田の中で溜め池を造築し灌漑用水を蓄えるべき地域に関しては、農業奨励の官に職務を果たさせ、農閑期において業務として溜め池を修築させることとし、すでに壊れてその機能を果たしていないものは直ちに修理し、新たに起工すべきものに関しては民衆を動員して利用者に都合よきよう修築させるべきであります。こうして灌漑水利を有効活用することに努め、付近の耕作地に灌漑用水を供給させることこそが、まことに民衆を豊かにするための良法なのであります。

4、カラホト文書との対応関係

「はじめに」でも述べた様に、『黒城出土文書』農牧類中にも区田法に関連する文書が収録される。それぞれの詳細は古松氏の研究を参照して頂くこととし、ここでは上記三史料の概略と関連するカラホト文書との対応関係について簡単に触れておく。

まず、史料Ⅰに関しては、その内容は区田法の模式図に史料Ⅱにおいて詳細が述べられる実

³⁶ 後にも触れるが、苗好謙は『栽桑図説』の著者であることから、ここでの「図説」が同書を指すとも考えられる。

施法の要約を附記するものである。模式図は一見すると単なる升目にしか見えないが、これらこそがアワ及びキビ用・麦用・山芋用・里芋用・豆類用の区田の形状を表したものであり、こうした区田模式図がカラホト文書中にも確認できる。【F116：W534】文書である。[図陸-1]（後掲図2）としてその模写が掲載されるが、これにも同様の升目状の区切りが見え、さらにその周囲には樹木と思われる書き込みがなされる。李逸友氏の説明によれば、区切りの線は紅色で樹木は墨色で書かれるという。さらに升目の両側に辛うじて残る文章は、史料Ⅱ中の「豆」と「高粱」の栽培に関する記載と一致するものであり、³⁷これにより同文書が史料Ⅰと同様の内容と形態を持つものであり、加えて周囲に描かれる樹木が桑を指すことが明らかとなる。³⁸

次に史料Ⅱに記される区田法の具体的な実施方法に関しては、【F116：W115】に類似する文章が見える。但し、この両者は完全に同一の文章ではなく、前者が桑・アワ・キビ・大小麦・高粱・山芋・里芋・豆類などそれぞれの栽培方法に関する記事を載せるのに対して、後者は桑栽培により重点を置いた内容となっている。こうした両史料間の差違に関しては、さらに検討を加えていく必要があるが、同一フレーズが散見することや後者においては収穫量に関する記載が見えることなどから、この両者が気候や土地環境を異にするそれぞれの地域性を反映した別バージョンであったとも考えられる。

最後に史料Ⅲは泰定三年における苗好謙の区田法に関する提言が主な内容となる。内容の面から見ると【F116：W528】とほとんど一致することが分かり、これにより史料Ⅲを基に後者の文書形態をかなりの程度復元することが可能となる。しかしながら、これを一件の文書として見た場合、両者の間には大きな差違が存在する。

まず史料Ⅲであるが、具体的な成功例を附記するかたちで区田法再実施を求める提言が苗好謙より所属官庁である御史臺に報告され、これを受けて御史臺から中央行政府の中書省に咨文という形式で送付される。これに中書省の見解が加えられて各地の行省（特に史料Ⅲに関しては、桂陽路を所轄とする湖広等処行中書省）に送られたものが当該史料に当たると考えられる。

これに対して、【F116：W528】には中書省より発せられた文書がさらに地方の下位の機関に

³⁷ 但し、【F116：W534】中の豆の栽培方法と考えられる記載部分に関しては、土の盛り方の点で史料Ⅱとの相違が見られる。史料Ⅱでは薄く土を盛るべき（摻土宜薄）であるとするのに対して、【F116：W534】では厚く盛るべき（摻土宜厚）とされる。もちろん、【F116：W534】においては対象となる作物の名称は残欠部分に当たるため、これが豆栽培を扱った記述ではない可能性も考えられるが、その他の記載が全て一致し、さらに図1・2を見比べれば、図中において両者が同じ位置関係にあることも明らかである。また、注15に挙げた関連史料の内、唯一培土の厚さに言及する『齊民要術』中の記載が「勿厚」であること、さらに同書の別の箇所では大豆の播種には深植え、つまり厚い培土が適するとも記載され、引用史料の間での齟齬が見られるなどの点から、これらが原因で両史料中において正反対の記述がなされたとも考えられる。

³⁸ 区田模式図に関しては、『王禎農書』農器図譜集一・田制門・区田にも同様の図が載せられる（後掲図3）。

転送されていく過程が窺える。すなわち、文書本来の形式からすれば【F116:W528】がより原型に近いかたちを保つものであるのに対して、史料Ⅲは『救荒活民類要』編纂の際にダイジェストが加えられ、文書移動に関する記載が省略された上で収録されたものと考えられよう。

以上のように、これら三点の史料に対応するそれぞれの文書史料をカラホト文書中に確認することができたが、ここでさらに興味深い事実が判明する。つまり、区田法の内容要約と模式図（史料Ⅰ：【F116:W534】）、区田法の具体的実施法（史料Ⅱ：【F116:W115】）、区田法の実施を命じる公文書（史料Ⅲ：【F116:W528】）の一セットがともに遙かに離れた桂陽路とエチナ路にて確認できるという事実である。

これに加えて、史料Ⅲに見える「今録図…」の記載から、区田法実施を命じる公文書には明らかにその方法を図化した「図本」が添えられていたことが分かる。つまり、区田模式図と具体的実施方法、この両者こそが「区田図本」と呼ばれるものであり、これに公文書を加えた三種の文書を一セットとして、泰定三年時点で各地に送られたと考えられるのである。³⁹この内、実施方法に関しては各地域の気候風土を反映する形で様々なヴァリエーションを持つことは前述した通りである。また模式図が区田法の理解を助けるためのものであり、さらに【F116:W115】末尾に見える七言八句の農諺風の歌訣も区田法に対する理解を助け、記憶に便を図るために附されたものであろう。⁴⁰

こうした観点からカラホト文書を見返してみると、【F116:W140】に見える「区田図本」の記載が上記二点（或いはこれに実施を命じる公文書を加えた三点）の文書を指すと考えられるとともに、「図本」の記載が見える【F116:W300】に関しても、同文書中に「以牒文彩画…今抄写依様図本」と記されることから、彩色の施された文書、すなわち【F116:W534】自体、或いは同様の模式図を写し取り利用していたことが分かる。従って、『黒城出土文書』農牧類・提調農桑文巻に見られる全九点の内、少なくとも五点の文書が区田法に関連した内容を有するものと言える。

おわりに

³⁹ 但し、「区田図本」に関してはさらに検討を要する問題が残る。至元七年（1270）に「区田法」が農民に対して頒布され、至元二十三年（1286）には「区田法度」が各地において出版印刷のうえ頒布されている（【F116:W115】にも「区種法度」の語が見える）。さらに史料Ⅲにおいて区田法の実施を提言する苗好謙は著名な農学者でもあり、延祐五年（1318）には自身の手になる『栽桑図説』が仁宗アユルバルワダに献上され、千帙が印刷されて民間に頒布されている。これら「区田法」、「区田法度」、「区種法度」さらに『栽桑図説』と「区田図本」がいかなる関係にあるのか、今後の検討課題としたい。

⁴⁰ なお、『王禎農書』農器図譜集一・田制門・区田の項にも、格子状の「区田図」（後掲図3）とともに末尾に「詩曰…」として七言の韻文が附される。但し、同書中における図と詩のセットは、区田条に限らず他の項目にも見える。

既に述べたように長らく研究者の間では区田法の実効性と普及度に関する疑問が呈されてきたが、それは必要とする労働力が歴大であるという問題点に由来するものであった。さらに、灌漑施設整備にも多大な労働力を必要とすることは言うまでもなく、モンゴル時代においてはこの両者が互いに連動する形で推進されているのである。これには歴大な労働力の投入を可能とするという条件を克服することが必要不可欠であるが、いかなる状況がそれを可能としたのであろうか。

この問題を解く鍵として屯田に着目し一案を提示しておきたい。カラホト文書の出土したエチナ路と『救荒活民類要』の編纂された桂陽路の両地域に関しては、エチナ路において大規模な屯田事業が実施されていたことは周知の通りであるが、桂陽路においても少数民族の居住地域のただ中に位置するという関係上、付近の衡州路・永州路・武岡路などに防衛と農業開発を目的としてやはり屯田が設置されているのである。

つまり、ともに歴大な労働力と専門的な技術を必要とする区田法実施と灌漑整備、この両事業は国家権力が直接的に及びうる各地の屯田兵・民を動員することで積極的に、或いは半ば強制的に推進されていったとは考えられないだろうか。もちろん、現在確認できる事例はエチナ路と桂陽路の二例に過ぎず、さらに区田法の実施自体もその対象を屯田に限定してなされたものではないことは明らかである。しかしながら、同一の集団、或いは同一の地域より集団単位で遷徙された屯田兵・民の動員を前提とすれば、耕作地を取り囲む版築土塼の建設、灌漑水路の開削と絶えざる補修維持といった共同作業がより効率的に行えた可能性も否定できない。今後、まとまった労働力の確保と投入という観点から、屯田政策と区田法、さらに灌漑施設の整備及び維持管理という問題を考えていきたい。

【参考資料—モンゴル時代以前の農業技術書に見る区田法関連記事】

* 『斉民要術』については、西山武一・熊代幸雄訳『校訂訳注斉民要術』（アジア経済出版会、1984）を参照し、[] に同書の頁数を示す。

関連史料 1-1：『斉民要術』巻一・種穀第三 [pp.51-53]（『農桑輯要』巻二・播種・区田に同文）

『汜勝之書』の区種法に言う。湯王の世に旱魃があった時、伊尹は区田を作って農民をして糞種せしめ、水を担いで来て作物に澆がせたという。区田は糞気によって良美となるのだから必ずしも良田を用いる必要はない。山陵・近邑・高危・傾坂及び丘城のほとりなど、すべて区田を作ることができる。区田というのは傍地を耕さずに、ただその区の地力を利用し尽くそうとするものである。凡そ区種は治地を第一とするものでなく、荒地にでもできる。

一畝を標準とする。たて十八丈、よこ四丈八尺の一畝地とすれば、長辺十八丈を横に切って十五町（区画）に分ける。町と町の間をあけて十四道をつけ、人が通れるようにする。道の幅は一尺五寸。だから町の幅は皆一丈五寸であり、長さは四丈八尺である。この町を一尺ごとに真横に切って溝をつくる。溝は幅一尺、深さも一尺。ワラを溝間に積む。溝と溝の相去ることもまた一尺である。常に必ず一尺幅の地にワラを積むべく、決して二つをくっつけて広くし、幅二尺の地にワラを積むようなことをしてはならない。

アワ・キビをこの溝間に播く。溝を挟んで二行に播く。溝の両辺から（作物まで）の距離はいずれも二寸半。中央の間隔は五寸、そして行をわかつ間隔（株間）もまた五寸。こうして一溝に四十四株を入れ、一畝には合計一万五千七百五十株を入れる。アワ・キビを播いたら、上に一寸の土をかける。一寸より深くても、また浅くてもいけない。

凡そ麦を区種するには株間は二寸にし、一行播きにする。一溝に五十二株を入れ、一畝には凡そ九万三千五百五十株とする。麦にかける土は厚さ二寸にする。

凡そ大豆を区種するには、株間を一尺二寸とし、一溝には九株を入れる。一畝には凡そ六千四百八十株。

エゴマを区種するには、間隔は三尺、ゴマは間隔一尺。

区種には日照りには必ず灌漑する。一畝から常に百斛の収穫がある。

上農夫の区田は、四辺・深さともに六寸。区間の距離は九寸。一畝に三千七百区。一日に千区を作る。一区ごとにアワ二十粒を播く。美糞一升を土と合わせてこれに混ぜる。一畝に種子二升を用いる。秋の収穫には毎区からアワ三升、一畝から百斛の収穫がある。成年男女なら各一人で十畝を耕種すべく、十畝からは千石の収穫がある。一年に三十六石を食べるとすれば、これは二十六年を支えるに足る。

中農夫の区は、四辺九寸、深さ六寸、間隔二尺、一畝に千二十七区。種子一升を播いてアワ五十一石を収穫する。一日に三百区を作る。

下農夫の区は、四辺九寸、深さ六寸、間隔三尺。一畝に五百六十七区。種子半升を用いて二十八石を収穫する。一日に二百区を作る。

区中に草が生えれば、これを抜き取る。区間の草は剗（除草鋏）をもって削り、また鋤（ヒラグワ）をもって鋤する。苗が伸びて耘りにくくなったら、旬鎌（ケズリガマ）でもって地際からその草を刈る。

汜勝之書、区種法曰、湯有旱災、伊尹作為区田、教民糞種、負水澆稼。区田以糞氣為美、非必須良田也。諸山陵・近邑・高危・傾阪及丘城上、皆可為区田。区田不耕旁地、庶盡地力。凡区種、不先治地、便荒地為之。

以畝為率。令一畝之地、長十八丈、広四丈八尺、当横分十八丈作十五町。町間分十四道、以通人行。道広一尺五寸。町皆広一丈五寸、長四丈八尺。尺直横鑿町作溝。溝一尺、深亦一尺。積壤於溝間。相去亦一尺。嘗悉以一尺地積壤、不相受令弘作二尺地以積壤。

種禾黍於溝間。夾溝為兩行。去溝兩邊各二寸半。中央相去五寸、旁行相去亦五寸。一溝容四十四株、一畝合万五千七百五十株。種禾黍、令上有一寸土。不可令過一寸、亦不可令減一寸。

凡区種麥、令相去二寸一行。容五十二株、一畝凡九万三千五百五十株。麥上土令厚二寸。

凡区種大豆、令相去一尺二寸、一行容九株。一畝凡六千四百八十株。

区種荏、令相去三尺。胡麻相去一尺。

区種、天旱常溉之。一畝常収百斛。

上農夫区、方深各六寸。間相去九寸。一畝三千七百区。一日作千区。区種粟二十粒。美糞一升、合土和之。畝用種二升。秋收區別三升粟、畝収百斛。丁男長女治十畝、十畝収千石。歳食三十六石、支二十六年。

中農夫区、方九寸、深六寸、相去二尺、一畝千二十七区。用種一升、収粟五十一石。一日作三百区。

下農夫区、方九寸、深六寸、相去三尺。一畝五百六十七区。用種半升、収二十八石。一日作二百区。

区中草生、芟之。区間草以剗剗之、若以鋤鋤。苗長不能耘之者、以旬鎌比地刈其草矣。

関連史料 1-2 : 『齊民要術』 卷二・大豆第六 [p.79]

汜勝之の大豆法を区種する法。あなは四辺・深さともそれぞれ六寸、あなとあなの間隔は二尺。そうすると一畝に千二百八十坎できる。あなができたら、美糞一升をあなの中の土とかき混ぜて、あなの中に入れる。播く間際には一あなに三升の割で水を注ぐ。あなごとに豆三粒を入れる。覆土するには、土を厚くしてはいけない。掌で抑えて、種子と土をよくなじませる。一畝には種子二升、糞十二石八斗を用いる。豆に本葉が五六枚でたら、鋤する。日照りにはあ

なに三升の割で水を注ぐ。丁夫一人で五畝を作るべく、秋の収穫は畝当たり十六石に達する。種を蒔く時の覆土の厚さはわずかに豆を覆うだけにしておく。

汜勝之区種大豆法。坎方深各六寸、相去二尺。一畝得千二百八十坎。其坎成、取美糞一升、合坎中土攪和、以内坎中。臨種沃之、坎三升水。坎内豆三粒。覆上土。勿厚。以掌抑之、令種与土相親。一畝用種二升、用糞十二石八斗。豆生五六葉、鋤之。旱者澆之、坎三升水。丁夫一人、可治五畝、至秋收、一畝中十六石。種之上、土纔令蔽豆耳。

関連史料 1-3：『齊民要術』卷二・大小麦第十 [p.96]

汜勝之の麦を区種する法。区の大きさは中農夫の区と同じ。アワを収穫してから区種する。一畝につき種子二升を用いる。覆土は厚さ二寸。足で踐んで種子と土をよくなじませる。麦が生え根が張ってくると、区間の秋草を鋤して除く。その際に棘柴（サネブトナツメ）でもって、土を搔いて麦の根際に土を寄せる。秋、早魃すれば、桑葉の落ちるころ水を注ぐ。秋、ほどよく雨があれば灌漑の必要はない。春凍土の解けるころ、棘柴で搔いて、麦の枯葉をむしりとる。区間に草が生えれば、鋤して除く。成年男女なら十畝を耕作し、五月になって収穫すると、区田一畝で百石以上も取れ、十畝では千石以上とれる。小麦は戌の日を嫌い、大麦は子の日を嫌う。除日には播かないほうがよい。

汜勝之区種麦。区大小如上農夫区。禾收、区種。凡種一畝、用子二升。覆土厚二寸。以足踐之、令種土相親。麦生根成、鋤区間秋草。縁以棘柴律土壅麦根。秋旱、則以桑落時澆之。秋雨沢適、勿澆之。春凍解、棘柴律之、突絶去其枯葉。区間草生、鋤之。大男、大女治十畝、至五月收、区一畝、得百石以上、十畝得千石以上。小麦忌戌、大麦忌子。除日不中種。

関連史料 1-4：『齊民要術』卷二・種瓜第十四 [pp.116-117]（『農桑輯要』卷五・瓜菜・種瓜、『王禎農書』百穀譜集三・蔬属・甜瓜に同文）

瓜の区種法。六月の雨後に緑豆を播き、八月中にこれを犁いて埋め肥えする。十月にまた一度転耕して十月中に瓜を播く。その標準は方二尺をもつて一区とし、あなの大きさは盆口ぐらい、深さは五寸とする。土でもってそのあぜを築くこと菜畦の如し。あな底はできるだけ平坦にし、足で踏みつけて湿り気を保たせる。瓜の種子と大豆と各十枚をむらにならないようにあなの中に播き（瓜の種子と大豆を組み合わせるのは、大豆の起土の力を借りんがためである）、糞五升をその上に覆い（これもまた均等にして平らにする）、さらに土一斗を糞上に薄く撒いて、再び足で踐んでおく。冬、大雪の時には、急ぎ力を合わせてあなの上に雪をかき集め大堆とする。春、草が生える頃に瓜も生えてくるが、その茎葉の肥茂の具合は尋常の瓜に似ず、加えて

始終湿り気を保って旱魃にも害を受けない。五月にはもう瓜が熟する（豆を摘むこと、瓜の株間を鋤することは常法に同じ。もし瓜種子が全部発芽したら密植過ぎるから、一部を摘んで捨てる。一区に四本もあればたくさんである）。

汜勝之の瓜の区種。一畝に二十四株つくる。区は方形にしろ、円形にしろ、径は三尺、深さは五寸につくる。一株に一石の糞を用いるが、その糞は土と混ぜ合わせて半々にする。三斗入りの素焼きの甕を株の中央に埋め、甕の口を地面とすれすれにし、甕に水を満たす。甕の四面に瓜種子を一個ずつ播き、甕の口は瓦で蓋しておく。水が減ったらすぐ足して、いつも水を満たしておく。播きつけは冬至の後九十日ないし百日のころ、戊辰の日をえらび播く。またラッキョウ十株を甕のまわりに瓜の外側に植える。五月に瓜が熟するころには、ラッキョウは抜いて売り、瓜と妨げあわないようにする。また小豆を瓜の中に播くのもよい。畝あたり四・五升を播き、その豆の葉を売ればよい。この法は平地に適する。瓜の収益は畝当たり一万銭。

区種瓜法。六月雨後種菘豆、八月中犁種殺之。十月又一転、即十月中種瓜。率兩歩為一区、坑大如盆口、深五寸。以土壅其畔、如菜畦形。坑底必令平正、以足踏之、令其保沢。以瓜子・大豆各十枚、遍布坑中（瓜子・大豆、兩物為双、藉其起土故也）、以糞五升覆之（亦令均平）、又以土一斗、薄散糞上、復以足微躡之。冬月大雪時、速併力推雪於坑上為大堆。至春草生、瓜亦生、莖葉肥茂、異於常者、且常有潤沢、旱亦無害。五月瓜便熟（其掐豆、鋤瓜之法与常同。若瓜子尽生則太概、宜掐去之、一区四根即足矣）。

汜勝之区種瓜。一畝為二十四科。区方円三尺、深五寸。一科用一石糞、糞与土合和、令相半。以三斗瓦甕埋著科中央、令甕口上与地平、盛水甕中令滿。種瓜、甕四面各一子。以瓦蓋甕口。水或減、輒増、常令水滿。種常以冬至後九十日、百日、得戊辰日種之。又種薤十根、令周廻甕、居瓜子外。至五月瓜熟、薤可拔壳之、与瓜相避。又可種小豆於瓜中、畝四五升、其藿可壳。此法宜平地。瓜收畝万銭。

関連史料 1-5：『齊民要術』卷二・種瓠第十五 [p.122]（『農桑輯要』卷五・瓜菜・瓠に同文）

『汜勝之書』の瓠を区種する法。種子を取るには大きな瓠から選ぶ。もと一斗を容れた瓠だと、それを播けば一石容量を収穫でき、一石を容れたものだと十石容量を収穫できる。まず地を掘ってあなを作る。方形にしろ、円形にしろ、また深さも各三尺にとる。蚕沙を土と混ぜ合わせて半々にして（蚕沙が無ければ生の牛糞でもよい）、あなの中にいれ、足で踏み堅くしてから、水を注ぐ。水が無くなるのを待って、ただちに瓠の種子十粒を播き、前と同じ糞で覆土する。生え出て二尺余の長さになったら、十茎を一つに集めて、五寸幅ほどに布を巻き付け、その上を泥で塗り込めておくと、数日ならずして巻いておいた所が癒着して一茎となるから、一番丈夫そうな茎だけ残して他は全部つみ取る。蔓が伸びて実を結んだら、実から先のツルもま

たつみ取って伸びさせない。実の残しかた。初生りの二、三実は好くないから取り去り、第四、五、六番目の実を残す。一区には三実を残せばたくさんである。日照りには水を注ぐ。それにはあなの周囲に四、五寸の深さの小溝をめぐらし、ここに水を湛えてここから浸透させる。あなの中にじかに水をかけてはいけない。

汜勝之書、区種瓠法。収種子須大者。若先受一斗者、得収一石、受一石者、得収十石。先掘地作坑。方・円・深各三尺。用蚕沙与土相和、令中半（若無蚕沙、生牛糞亦得）、著坑中、足躡令堅、以水沃之。候水尽、即下瓠子十顆、復以前糞覆之。既生、長二尺余、便総聚十莖一処、以布纏之五寸許、復用泥泥之、不過数日、纏処便合為一莖、留強者、余悉掐去。引蔓結子、子外之条、亦掐去之、勿令蔓延。留子法。初生二、三子不佳去之、取第四・五・六子。留三子即足。旱時須澆之。坑畔周匝小渠子、深四五寸、以水停之、令其遙潤。不得坑中下水。

関連史料 1-6:『齊民要術』卷二・種芋第十六 [pp.124-125]

『汜勝之書』にいう、芋を作る区は四辺、深さともに三尺。豆ガラを区の中に入れて足で踏み。その厚さは一尺五寸。区の上の湿土を糞と混ぜて、区の中の豆ガラの上にかける。その厚さは一尺二寸。水を注ぎ、足で踏んで、湿りを保たせる。芋の子五個を選びとり、四隅と中央において、足で踏み。旱りには再三水を注ぐ。豆ガラの腐爛するにつれて子芋ができるが、その長さはみな三尺もあり、一区から三石を収穫できる。

汜勝之書曰種芋、区方・深皆三尺。取豆其内区中、足踐之。厚尺五寸。取区上濕土与糞和之、内区中其上。令厚尺二寸。以水澆之、足踐令保沢。取五芋子置四角及中央、足踐之。旱、数澆之。其爛、芋生子、皆長三尺、一区収三石。

関連史料 2-1:『農桑輯要』卷二・播種・区田

『務本新書』によれば、豊作不作に一定の定まった性質がないのは、それが自然の道理だからである。だからこそ徳のある優れた人物は悪い状態を想定し、そうした状態に陥る前にこれを予防することに努めるのである。殷王朝の初代の王である湯の時代に七年間続く旱魃があり、その際に宰相の伊尹がこの区田の方法を創り出した。これはおおむね今の瓜栽培の方法に似ている。作物を植える窪地（区）は閑な時に繰り返して掘り返しを行うべきである。正月には春大麦を植え、二・三月には山芋と里芋を植え、三・四・五月にはアワ・キビと大豆・赤豆・ササゲ・緑豆を植え、八月には冬大麦・冬小麦とエンドウを植える。その順序を守って植え付けを行い、より収穫量を増やそうと欲張って植え付けしてはならない。アワ・キビ・豆・大麦・小麦にはそれぞれ百余区を割当て、山芋・里芋はそれぞれ十区として、その収穫量を合計すれ

ば平均して四、五十石となり、これにより一家数人が飢えることはない。壬辰（1232年）、戊戌（1238年）の歳に、ただ三畝や五畝の土地において区田法を用いて耕作を行った者がいたが、それら全ての人々が餓死を免れたのである。

務本新書、夫豊儉不常者、天之道也。故君子貴於思患而豫防之。湯有七年之旱、伊尹製此法。大概与今時種瓜相類。区、当於閑時旋掘下。正月種春大麦、二・三月種山藁・芋子、三・四・五月種穀・大・小・江・菘豆、八月種二麦・豌豆。節次為之、亦不可貪多。穀・豆・二麦、各料百余区、山藁・芋子、各一十区、通約収四、五十石、数口之家、可以無飢矣。壬辰、戊戌之際、但能区種三五畝者、皆免飢殍。

関連史料 2-2：『農桑輯要』卷五・瓜菜・芋

芋を区種するには、区の長辺を一丈余り、深さと短辺をそれぞれ一尺とする。各行はそれぞれ一歩の距離を隔てておくが、そうすれば通風性に優れよく生長する。

区芋、区长丈余、深闊各一尺。区行相間一步寛、則透風滋胤。

関連史料 2-3：『農桑輯要』卷六・菓草・薯蕷

『務本新書』によれば、山芋を植えるには、寒食（冬至後百五日目の前後三日）の前後の時期、砂地の土地が適している。区の長辺は一丈余り、深さと短辺はそれぞれ二尺として、腐爛した牛糞を少量加えて土となじませ平らにならし、厚さは一尺とする。よく生長し表面に細毛があるものを選んで、それぞれ三四寸の長さに折り、一定の間隔を置いて区内に横にして並べ置き、その上に肥料と土を均一に五寸ほどの厚さで被せる。日照りには水を与えるけれども、過度に湿らせてはならない。特に山芋は人糞を嫌う性質がある。苗が伸びれば、ヨモギや木の枝を添えて生長を助けてやる。霜降（陽曆十月二十二、または二十三日）の後、地面が凍るころになれば、地中から出して収穫する。その他、蘆頭を別に地下に埋めておき、次の春にこれを植え付けるが、決して凍らせて傷めてはならない。

務本新書、種山藁、宜寒食前後、沙白地。区长丈余、深闊各二尺、少加爛牛糞与土相和、平勻、厚一尺。揀肥長山藁上有芒刺者、每定折長三四寸、鱗次相挨、臥於区内、復以糞土勻覆五寸許。旱則澆之、亦不可太湿。頗忌大糞。苗長、以高梢扶架。霜降後、比及地凍、出之。外將蘆頭另窖、來春種之、勿令凍損。

関連史料 3-1：『王禎農書』百穀譜集三・蔬屬・芋

里芋を植えるには細かい砂地が適しており、水に近い土地を良地とする(里芋は乾燥に弱い。だから水に近いほうがよいのである)。区の深さは三尺ほどとし、区種する行は間隔を空ける必要がある。間隔が空いていれば十分に風を通す。里芋は深く植え付ける必要がある。深植えすれば根はよく生長する(おおむね二尺ごとに一株を植え、徐々に根元に土寄せする)。春には種まきをし、秋には土寄せを行うべきである(もし立夏(陽暦で五月六日、七日頃)に種まきすれば実は生じないし、秋に土寄せしなければその実は痩せて生長しない)。霜降にその葉をねじ切り、その液を取りおいて実を肥やしてやれば、里芋はますます大きくなります。

『汜勝之書』にいうには、区は四辺と深さをそれぞれ三尺とし、下に豆ガラを一尺五寸の厚さに敷いておき、肥料をその豆ガラの上に被せる。被せる肥料の厚さは豆ガラの厚さほどにする。一区に五株を植え、その上からまた肥料を混ぜた土で覆う(四隅には四株、中心には一株を植え、徐々に土寄せする)。豆ガラが腐爛するにつれ子芋ができるが、芋の子は三尺の長さにもなる。これは良い方法であるのに、今の農民はこの様にせず、ただ浅土において苗を植え、苗が生長するのを待って再度移植して区種している。そのせいで収益も上がらないのに、どうしてこの方法を知らないでいられようか、いや必ずこの方法を知るべきである。

種宜軟白沙地、近水為善(芋畏旱、故宜近水)。区深可三尺許、区行欲寬。寬則過風、芋本欲深、深則根大(率二尺一根、漸漸加土壅之)。春宜種、秋宜壅(立夏種、不生卵、秋失壅、而瘦不肥)。霜降振其葉、使收液以美其実、則芋愈大而愈肥。

汜勝之書云、区方・深各三尺、下実豆其尺有五寸、以糞著其上。深如其其。一区種五本、復以糞土上覆之(旁四本、中一本、漸漸培之)。芋成、其爛、皆長三尺。此亦良法、今之農不然、但於浅土秧之、俟苗成、移就区種。故其利亦薄、其可不知此法。

関連史料 3-2 : 『王禎農書』 農器図譜集一・田制門・区田

昔の説を考えてみたところ、区田は一畝の広さの土地において、その短辺は一十五歩であり、一歩は五尺であるので、換算すれば七十五尺となる。一行の幅を一尺五寸として、全部で五十行に分ける。長辺は一十六歩であり、換算して八十尺となる。一行の幅を一尺五寸として、全体で五十三行に分ける。長辺と短辺を積算すれば、都合二千六百五十区となる。一行を空地とし、一行に植える。植え付けを行う行内でも一区を空けて一区に植える。間隔を空けるための空白地を除いた残りの六百六十二区に作付けすることができる。

各区は深さ一尺として、腐熟した混合肥料一升を加えて用いて土と混ぜ、種を蒔き、均等に土で覆い、手でならして、土と種子とをなじませる。苗が伸びれば、疎密の程度を見て間引く。中うち・除草は頻繁であることに越したことはなく、日照りには灌漑する。実を結べば、土を鋤いて深くその根本に土寄せし、これにより大風にふるい落とされることを防ぐ。

昔の人々はこの方法によって播種し、一区ごとにアワー斗の収穫があり、一畝では六十六石の収穫を上げることができた。今の人々がこの方法を用いて播種することを学ぶ際には、この数値から半分を差し引いて収穫量を見積もるべきである。

また『汜勝之書』及び『務本新書』を参照したところ、湯の時代に七年間続く旱魃があったが、伊尹は区田法を創作し、民衆に肌肥えの方法を教え、水を担いで作物に水をやらせた。諸々の山地・丘陵・傾斜地や空城のそばなど、全て区田を作ることができる。その区は閑な時に繰り返して掘り返しを行うべきである。正月には春大麦を植え、二・三月には山芋・里芋を植え、三・四月にはアワと大豆・小豆を植え、八月には大麦・小麦・エンドウを植える。その順序を守って植え付けを行い、より収穫量を増やそうと欲張って植え付けしてはならない。

豊作不作に一定の定まった性質がないのは、それが自然の道理だからである。だからこそ徳のある優れた人物は悪い状態を想定し、そうした状態に陥る前にこれを予防することに努めるのである。先年の壬辰（1232）、戊戌（1238）の飢饉の際に、この区田の方法を用いて耕作した人々は全て餓死を免れたのであり、すでにその効果は証明されている。

私が思うには古人の区種の法というものは、本来旱魃を防ぎ災害を救うために作られたものであり、山がちな地方の高地であっても、毎年この方法を用いて播種し除草を行えば常に作物を実らせることができるのである。ただその中でも水に近いところを最上とする。

播種する際にもかならずしも牛犁を用いる必要はなく、ただ鍬（フミスキ）や鋤（クワ）・墾（カイコングワ）を使うだけでよいので貧困農家にとっても都合がよい。おおむね一家五人で一畝に播種することができ、これによって自足することができる。口数がおおければその数に応じて耕作可能な土地は増加する。成人男子は耕作に努め、婦人や子供はそれぞれの力を推し量り作業を分けて、それぞれの作業分担を定める。

もし施肥が適切な方法でなされ、適切な時に灌漑を行い、きちんと人の手が加えられていれば、地味は自然と肥えてゆき、たとえ天災に遭っても収穫が損なわれることはない。労働量を省きながらその効果は倍増し、耕作地は少なくてもすむのに収穫は多い。すべての家々の一年の家計が日ならずして確保されることとなろう。まことに貧困救済の早道であり、飢饉に備える重要な務めなのである。

詩に云う、伊尹が湯の宰相となりしとき、旱魃を救ったやり方は聖なる智慧より生み出された。一畝を単位としてきまりを作り、区は全部で六百六十二。星のように散らばって耕作地に満ち充ち、入り交じりすじを作って相い連なる。開墾・耕作にはもとより牛犁を用いず、長短の踏みすきといった手耕具でよい。施肥・灌漑を正しい方法に従って行えば、痩せた傾斜地や高い台地どこでも美地に生まれ変わる。一家を挙げてそれぞれが力を出し合い、男女が協力し子供に到るまで仕事する。穴掘り種まき草取りは重労働ではなく、日々の作業はみんな一緒に遊びのよう。マメ・アワ・芋にその他いろいろ、耕し蓄えて食料に当てる。一年間一家五人は

飢えることなく、倍植えて倍の収穫ただそれだけではない。昔から豊作不作にきまりがないのは、たいてい今も昔も変わらない。天災は防ぎようもなく流行し、旱魃のむごさに皆憂いに包まれる。役人や人々の祈祷も全く効果を現さず、植え付けた作物も枯れ果て一握りの束もない。今の人は空を見上げて古の伊尹を思うけれども、彼の作った区田の法を無駄にして行わないのは自棄しているに等しい。ここに学び作り上げてきた古の地方の政治、恩を被り着任すれば通例としてその職務は農業奨励を兼ねる。山間部の耕作地は狭く食料に事欠くことも多く、その教えが民衆に及ばないことを深く恥じるべきである。よって区田の制度を写して図を作り、貧困農民に利益を上げる方法を理解させようと願う。そしてしばらくの間年々豊作が続けば、ともに太平を享受して歌を歌い酒を飲もうぞ。

按旧説、区田、地一畝、闊一十五步、每步五尺、計七十五尺。每一行占地一尺五寸、該分五十行。長一十六步、計八十尺。每行一尺五寸、該分五十三行。長闊相折、通二千六百五十區。空一行、種一行。於所種行内、隔一區、種一區。除隔間外、可種六百六十二區。

每區深一尺、用熟糞一升与區土相和、布穀、勻覆土、以手按実、令土種相著。苗出、看稀稠存留。鋤不厭頻、旱則澆溉。結子時、鋤土深壅其根、以防大嵐搖擺。

古人依此布種、每區收穀一斗、每畝可收六十六石。今人學種、可減半計之。

又參攷汜勝之書及務本新書、謂湯有七年之旱、伊尹作為區田、教民糞種、負水澆稼。諸山陵傾阪及丘城上、皆可為之。其區當於間時旋掘下。正月種春大麥、二・三月種山藥・芋子、三・四月種粟及大・小豆、八月種二麥・豌豆。節次為之、不可貪多。

夫豐儉不常、天之道也、故君子貴思患而預防之。如嚮年壬辰、戊戌饑歉之際、但依此法種之、皆免饑殍、此已試之明驗也。

窃謂古人區種之法、本為禦旱濟時、如山郡地土高仰、歲歲如此種芸則可常熟。惟近家瀕水為上。其種不必牛犁、但鋤鑿壟、又便貧難。大率一家五口、可種一畝、已自足食。家口多者、隨數增加。男子兼作、婦人童稚量力分工、定為課業。若糞治得法、沃灌以時、人力既到、則地利自饒、雖遇天災、不能損耗。用省而功倍、田少而收多。全家歲計、指期可必。實救貧之捷法、備荒之要務也。

詩云、昔聞伊尹相湯日、救旱有方由聖智。限將一畝作田規、計區六百六十二。星分碁布滿方疇、參錯有條相列次。耕畜元不用牛犁、短舌長鑿皆佃器。糞腴灌溉但從宜、瘦坂穹原俱美地。舉家計口各輸力、男女添工到童稚。坎余種耨非重勞、日課同趨等娛戲。菽粟諸芋雜數品、辦作儲糧接充饑。終年五口儘無飢、倍種兼收仍不啻。久知豐歉歲不常、大抵古今同一致。天災莫禦自流行、魑虐此時憂悉被。吏民百禱竟無功、稼野一枯乏秉穗。今人空仰昔阿衡、徒法不行誠自棄。竭來學製古侯報、承恩例署兼農事。帶山田少闕食多、教不及民深可愧。故將制度寫為圖、庶使貧農窮知利。會須歲歲保豐穰、共享太平歌既醉。

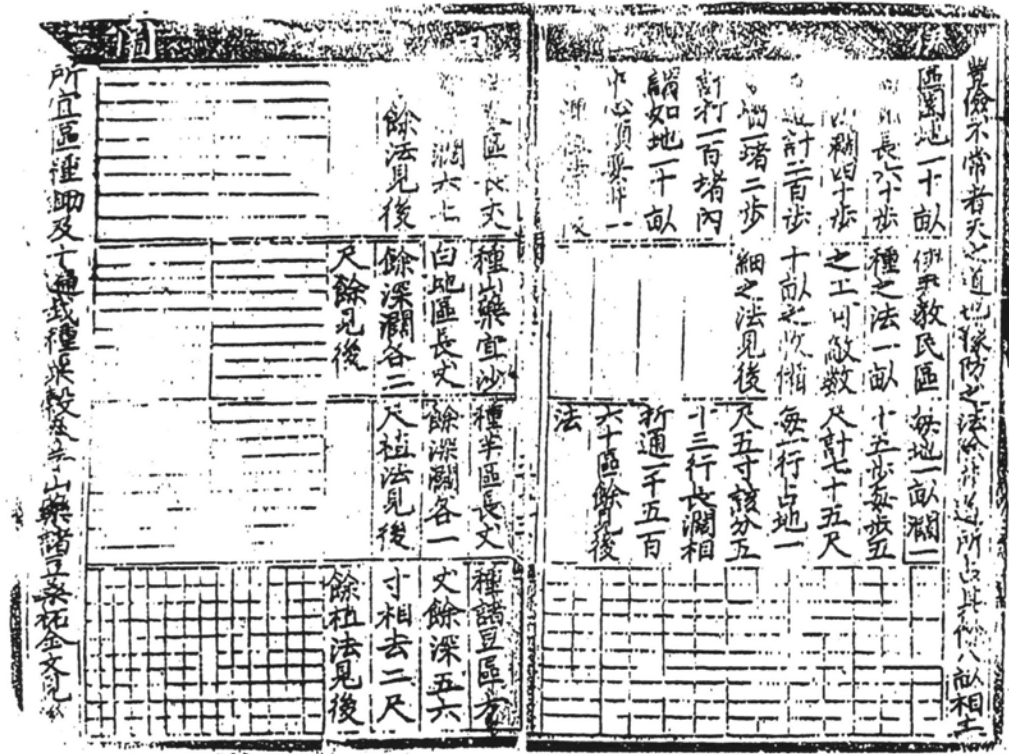


图 1：「伊尹区田之图」『救荒活民类要』元制·農桑（『統修四庫全書』第 846 册）

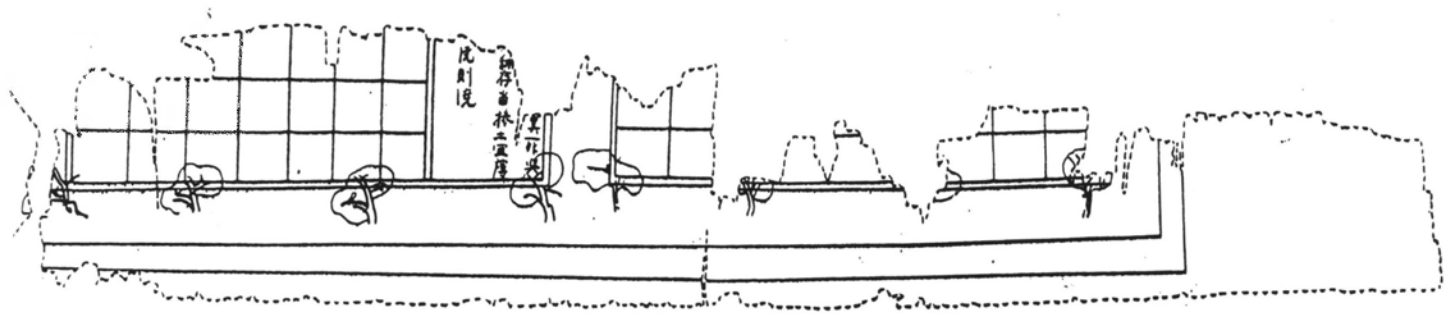


图 2：【F116：W534】模写（图陸-1）『黑城出土文書（漢文文書卷）』p. 104

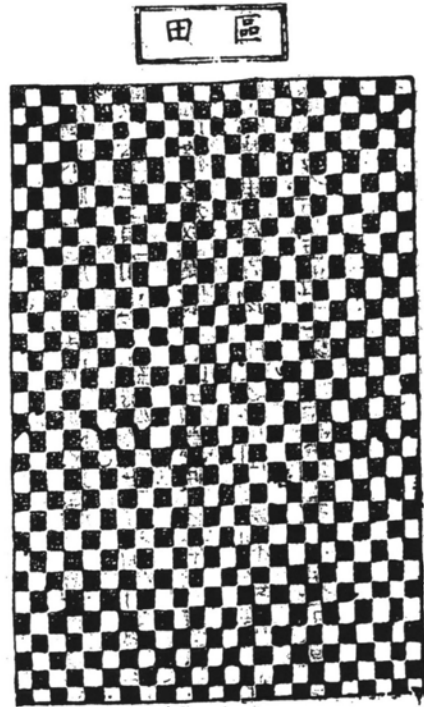


図3：「区田之図」『王禎農書』農器図譜集一・田制門・区田

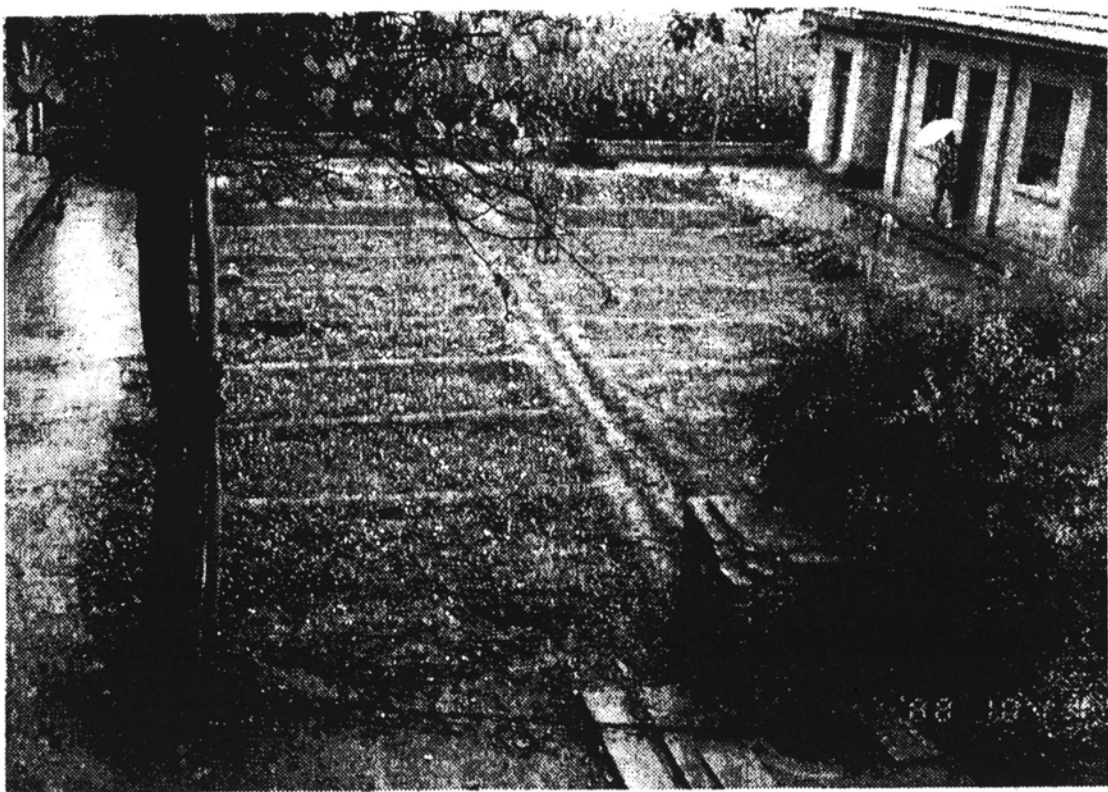


図4：「区田法を用いた蔬菜栽培（陝西省鳳翔）」胡道静著；渡部武訳『中国古代農業博物誌考』所収、1988年渡部氏撮影。